

三鷹都市計画区域内における都市計画道路及び都市計画公園・緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準の運用指針

- 1 三鷹都市計画区域内における都市計画道路及び都市計画公園・緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準（以下、「基準」という。）の各事項は、都市計画法及び建築基準法に依拠しているため、両法の規定に照らして、次により運用する。
 - (1) 基準2に規定する「階数」、「高さ」及び「地階」の定義については、建築基準法施行令第1条及び第2条に定めるところによるものとする。
 - (2) 基準3に規定する「その他これらに類する構造」は、壁式サマコン造、壁式プレキャスト・コンクリート造、ALCパネル構造とする。
- 2 基準4に規定する「将来において、都市計画道路区域又は都市計画公園・緑地区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮」は、分離後も、継続的な使用を可能とする設計（出入口に段差が生じても、スロープを設置できる余裕を確保するなど）を行うものとする。

附 則

- 1 この指針は、令和2年10月1日から施行する。